

「みやぎの女性活躍促進サポーター」養成事業 企画提案実施要領

この要領は、国の地域女性活躍推進交付金を活用し、宮城県（以下「委託者」という。）が実施する、令和元年度「みやぎの女性活躍促進サポーター」養成事業を業務委託するにあたり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託事業者を選定するため必要な事項を定める。

1 事業の趣旨

宮城県内のあらゆる地域で女性が活躍しやすい環境の整備を推進することを目的に「みやぎの女性活躍促進サポーター」を養成するための事業等を行う。

なお、本委託業務は、みやぎの女性活躍促進連携会議の事業に位置づけて実施する。

※「みやぎの女性活躍促進連携会議」

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/jyoseikatuyakukaigi.html>)

2 事業概要

(1) 委託業務の内容

「みやぎの女性活躍促進サポーター」養成事業の業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(2) 委託期間

契約締結の日から令和2年3月16日まで

(3) 事業費（委託上限額）

この公募案件にかかる事業費（委託上限額）は、2,398,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。ただし、上記金額での契約を保証するものではない。なお、委託上限額は令和元年10月に税率が10%になることを前提とした金額であることに留意すること。

3 企画提案に応募できる事業者

(1) 応募の資格

業務に関する専門的な技術・人材等を有し、業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者とする。

(2) 応募の条件

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

イ 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。

ロ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ハ この事業の募集時期から、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

ニ 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。

ホ 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

- へ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者。
- ト 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの。）に該当しない者。
- チ 過去5年以内に類似・関連業務を履行した実績があること。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|---|--------------------|
| (1) 企画提案募集に関する公告（宮城県環境生活部共同参画社会推進課のホームページへ掲載） | 令和 元年 8月 9日（金） |
| (2) 参加連絡書及び質問書提出期限 | 令和 元年 8月19日（月）正午 |
| (3) 質問への回答 | 令和 元年 8月22日（木）午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和 元年 8月30日（金）正午 |
| (5) 企画提案書のプレゼンテーション・審査 | 令和 元年 9月上旬 |
| (6) 受託予定者の決定 | 令和 元年 9月中旬 |

5 参加申込み

企画提案に参加を希望する者は、令和元年8月19日（月）正午までに様式第1号を電子メールにより担当部局へ提出すること。

6 質問及び回答

- (1) 質問方法
様式第1号により、電子メールにより担当部局へ提出すること。
なお、電話及び訪問による質問は受け付けない。
- (2) 質問書提出期限
令和元年8月19日（月）正午
- (3) 回答方法
質問及び回答は、令和元年8月22日（木）までに、宮城県環境生活部共同参画社会推進課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ電子メールで通知する。また、質問内容によっては、回答しないこともある。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限
令和元年8月30日（金）正午（必着）
- (2) 提出方法
持参または郵送とする。
- (3) 提出書類
 - ①企画提案提出書（様式第2号）：1部
 - ②企画提案書：7部（A4判，横書き，用紙方向は縦横自由とする。）
 - イ 企画提案書は、表紙を除き20ページ以内とする。
 - ロ 本業務実施に係る実施体制を示すこと。また、業務の責任者及び現場担当リーダー並びに担当者を明記し組織体制についても示すこと。
 - ③企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号）：1部

④事業経費参考内訳書（様式第4号）：7部

仕様書に基づいた事業実施に係る経費の参考内訳書を作成すること。ただし、本業務に係る委託上限額は2,398,000円（消費税及び地方消費税を含む。）であり、この額を超えない範囲で積算すること。

⑤事業受託実績：7部

事業受託実績（過去5年間に受注した類似事業に係る契約書（写）を添付すること。）

(4) 提出先

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進班

8 企画提案の審査

(1) プレゼンテーションの実施

企画提案書受領後、企画提案書記載内容等についてプレゼンテーションを行う。

実施日：令和元年9月上旬

※時間、場所については、後日個別に通知する。書面審査のみの場合もあり得る。

(2) 審査及び受託予定者の選定

プレゼンテーション実施後、企画提案書の審査を行い、総得点の6割以上を獲得した者のうち、評価点が最も高い提案を行った者を受託予定者として選定する。評価点が同点の企画提案者が複数いる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を受託予定者として選定する。

(3) 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合も審査を行い、総得点の6割以上を獲得し、業務を適切に実施できると判断される場合は、受託予定者として選定する。提案者がない場合は、速やかに取扱いについて協議し、当課ホームページ上で公表する。

(4) 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

イ 企画提案内容が具体的であること。

ロ 事業を実施することによる効果が期待されること。

ハ 事業を適正かつ確実に実施する運営能力を有していること。

ニ 事業の積算が妥当で提案内容と整合性がとれていること。

9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

(1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

(2) 本募集要領等に従っていない場合

(3) 第5に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

(4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

(5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

(6) 民法（明治20年法律第89号）第90号（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

10 受託予定者選定後の取り扱い

(1) 結果通知

審査結果は、審査終了後に個別に通知するとともに、企画提案書の名称と点数等を公表する。また、公表にあたっては、受託予定者以外は個別の評価点が特定されないよう配慮する。なお、審査経過に関する質問には回答しない。また、提出書類は返却しない。

(2) 委託契約

委託者は、選定した受託予定者と、指名委員会の審議を経た上で、仕様書に基づき予定価格の範囲内で見積もり合わせにより頭書の業務を委託する。

なお、受託予定者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査が次点の評価を受けた企画提案者を受託予定者とする。

1 1 注意事項

(1) 提案に要する経費負担

企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(2) 秘密の厳守

提案者はいかなる場合においても提案等業務により知り得た事項及び付随する事項を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(3) 企画提案の辞退

提出した提案を辞退する場合には、事前に文書（様式第5号）により連絡すること。

(4) 契約内容の決定

委託者と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、両者の協議の上決定するものとする。

なお、協議が整わない場合には、受託者を変更することがある。

(5) 再委託の禁止

委託業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

1 2 担当

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進班 担当：河内

電話：022-211-2568, FAX：022-211-2392

E-mail：danjyo@pref.miyagi.lg.jp